

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供します。

令和4年4月4日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

権堂ウエストプラザ

長野市大字鶴賀字腰巻2196番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

長野電鉄株式会社

長野市権堂町2201番地

3 同法第8条第2項の規定による意見の概要

(1) 意見提出者

赤羽 敏雄

(2) 意見の概要

屋上駐車場及び荷さばき施設への搬入車両の出入口となる、市道長野大通り線と市道西91号線の交差点について、以下のとおり要望します。

ア 市道西91号線を2車線に拡幅し、北側に歩道を設置するようお願いします。

イ 市道長野大通り線左側レーンを駐停車禁止とするようお願いします。

ウ 自転車の視距の妨げとなる植樹は撤去するようお願いします。

エ 夜間照明施設等、各種交通安全施設の充実を図るようお願いします。

オ 公安委員会との協議をお願いします。

市道西88号線のタイガー情報機器株の前を拡幅していただきたくお願いします。

(注) 意見の詳細は、意見書に記載のとおり

4 意見書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課及び長野県長野地域振興局商工観光課

5 縦覧の期間

令和4年4月4日から令和4年5月6日まで

産業政策課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和4年4月4日

長野県知事 阿部 守一

1 随意契約に係る調達產品等の種類及び数量

工業技術総合センター以下12施設で使用する電気

予定契約電力 1,433kW 予定使用電力量 3,649,000kWh

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県産業労働部産業政策課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年3月1日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 丸紅新電力株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

5 随意契約に係る契約金額

78,339,164円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号

産業政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊那都市計画道路事業 3・3・1号環状北線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

伊那建設事務所（伊那市荒井3497）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

長野県伊那市中央及び上の原地内

(2) 使用の部分

長野県伊那市中央及び上の原地内

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊那都市計画道路事業 3・4・6号竜東線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

伊那建設事務所（伊那市荒井3497）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

長野県伊那市中央地内

(2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊那都市計画道路事業 3・4・6号竜東線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

伊那建設事務所（伊那市荒井3497）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

長野県伊那市中央地内

(2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画道路事業 3・4・47号芳野双葉線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

松本建設事務所（松本市大字島立1020）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

長野県松本市双葉地内

(2) 使用の部分

長野県松本市双葉地内

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画事業の種類及び名称

中野都市計画道路事業 3・5・9号立ヶ花東山線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

北信建設事務所（中野市大字壁田955）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

長野県中野市西一丁目、西二丁目、中央一丁目及び中央三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊那都市計画道路事業 3・3・1号環状北線

伊那都市計画道路事業 3・4・6号竜東線

伊那都市計画道路事業 3・4・35号中央北町線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

伊那建設事務所(伊那市荒井3497)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成30年関東地方整備局告示第268号の事業地のうち、長野県伊那市山寺及び中央地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月4日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊那都市計画道路事業 3・4・6号竜東線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

伊那建設事務所(伊那市荒井3497)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和4年4月4日

長野県知事 阿部 守一

1 許可番号

令和3年8月4日 長野県指令30都第36-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市中丸子字上山3-1の一部、3-2、字箱畳5の一部、7-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市大手1-11-16

上田市土地開発公社 理事長 吉澤 猛

都市・まちづくり課

公告

埴科郡坂城町上沖土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年4月4日

長野県長野地域振興局長 中坪 成海

理事

新任

氏名	住所
宮原 宏二	埴科郡坂城町大字坂城9308番地3
宮川 仁志	埴科郡坂城町大字坂城7075番地エバーグリーン B102

重任

氏名	住所
前澤 賢治	埴科郡坂城町大字坂城9531番地1
宮原 賢治	埴科郡坂城町大字坂城9308番地1
富山 忠誉樹	埴科郡坂城町大字坂城9486番地2
柳沢 謙樹	埴科郡坂城町大字坂城7150番地2
滝沢 英俊	埴科郡坂城町大字坂城7213番地
中嶋 博隆	埴科郡坂城町大字中之条848番地1
窪田 貴	埴科郡坂城町大字中之条853番地1

退任

氏名	住所
中沢 巳木	埴科郡坂城町大字坂城9266番地1
柳澤 茂隆	埴科郡坂城町大字坂城7037番地1

監事

新任

氏名	住所
柳沢 利喜男	埴科郡坂城町大字坂城7190番地
柳沢 一彦	埴科郡坂城町大字中之条2522番地2

重任

氏名	住所
池田 弘	埴科郡坂城町大字坂城9303番地

退任

氏名	住所
中島 澄雄	埴科郡坂城町大字中之条623番地
滝澤 邦男	埴科郡坂城町大字坂城7180番地5

農地整備課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和4年4月4日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和4年6月1日(水)から令和4年6月10日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の8日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、令和4年6月1日(水)午前9時5分から午前9時20分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 受講の手續

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(7) 電話1本につき1人の受付とします。

(8) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和4年4月26日(火)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和4年5月16日(月)から令和4年5月20日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(47,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和4年4月4日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和4年6月6日(月)から令和4年6月10日(金)までの5日間	午前9時30分から午後5時まで(令和4年6月6日(月)は、午後1時10分から午後5時まで)

(注) 講習の受付時間は、令和4年6月6日(月)午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TO i GO WEST 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 受講の手續

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

- (ア) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。
- (イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。
- (ウ) 電話1本につき1人の受付とします。
- (エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和4年4月27日(水)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和4年5月16日（月）から令和4年5月20日（金）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(4) 講習手数料

講習手数料（23,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話026-233-0110内線3032）に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課